

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [通勤災害とは](#)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

[▶ キーワード検索はこちら](#)

### 通勤災害とは

#### 通勤災害とは

通勤災害とは、労働者が通勤により被った負傷、疾病、障害又は死亡をいいます。

この場合の「通勤」とは、労働者が、1. **就業**に関し、2. **住居**と3. **就業の場所**との間を、4. **合理的な経路及び方法**により往復することをいい、5. **業務の性質**を有するものを除くものとされていますが、労働者が、6. 往復の経路を**逸脱**し、又は往復を**中断**した場合には、逸脱又は中断の間及びその後の往復は通勤とされません。ただし、逸脱又は中断が7. **日常生活上必要な行為**であって**労働省令で定める**やむを得ない自由により行うための最小限度のものである場合は、逸脱又は中断の間を除き通勤となります。

このように、通勤災害とされるためには、その前提として、労働者の住居と就業の場所との間の往復行為が通勤の要件を満たしている必要があります。

#### 1. 「就業に関し」とは

通勤とされるためには、移動行為が業務に就くため又は業務を終えたことにより行われるものであることが必要です。したがって、被災当日に就業することとなっていたこと又現実就業していたことが必要です。

また、往復行為が業務に関連しているかどうかについては、例えば遅刻やラッシュをさけるための早出等通常の出勤時刻と若干の前後があっても就業との関連性は認められます。

#### 2. 「住居」とは

労働者が居住して日常生活の用に供している家屋等の場所で、本人の就業のための拠点となる所をいいます。

したがって、就業の必要上労働者が家族の住む場所とは別にアパートを借りている場合はそこが住居となります。また、単身赴任者等が週末等に就業の場所から家族の住む自宅へ帰り、週初め等に当該自宅から就業の場所へ出勤する場合についても一定の要件に該当する場合は当該自宅が住居として認められます。

#### 3. 「就業の場所」とは

労働者が業務を開始し、又は終了する場所をいいます。

一般的には、会社、工場等の本来の業務を行う場所をいいますが、商品を得意先に届けて直接帰宅する場合はその届け先が「就業の場所」となり、外勤業務に従事する者が、自己の担当する特定区域内にある数か所を回って自宅との間を直接往復している場合は、自宅を出て最初の用務先が業務の開始場所であり、最後の用務先が業務終了の場所となります。

#### 4. 「合理的な経路及び方法」とは

労働者が住居と就業の場所との往復をする場合、一般に用いると認められる経路及び手段をいいます。

合理的な経路については、通勤のために通常利用する経路であれば、複数あったとしてもそれらはいずれも合理的な経路となります。また、道路工事等当日の交通事情により迂回して通る経路など通勤のためにやむを得ずとる経路も合理的な経路となります。しかし、特段の合理的な理由もなく著しく遠回りとなる経路をとる場合等は、合理的な経路とはなりません。

また、合理的な方法については、鉄道、バス等の公共交通機関を利用する場合、自動車、自転車等を本来の用法にしたがって使用する場合、徒歩の場合等、通常用いることのできる交通方法は、当該労働者が平常用いているか否かにかかわらず、一般的な合理的な方法となります。

#### 5. 「業務の性質を有するもの」とは

上記の要件を満たす往復行為であっても、当該往復行為中に被った災害が業務災害と解されるものをいいます。例えば、事業主の提供する専門交通機関を利用する出退勤、緊急用務のため、休日に呼び出しを受け緊急出勤する場合がこれに該当します。

#### 6. 「逸脱し、又は中断した場合」とは

逸脱とは、通勤と関係のない目的で合理的な経路から外れることをいい、中断とは通勤とは関係ない行為を行うことをいいます。

具体的には、通勤の途中で映画館に入る、居酒屋等で飲酒する等が該当します。しかし、通勤の途中において、経路近くの公衆便所を利用する場合や経路上の店で新聞、雑誌等を購入する場合などのように、通常行為に付随するとみられるささいな行為を行う場合には、逸脱、中断とはなりません。

逸脱、中断があるとその後再び経路に復したり、中断となった行為を中止しても、原則通勤とは認められません。しかし、例外として、逸脱、中断が日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱、中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。

#### 7. 「日常生活上必要な行為であって労働省令で定めるもの」とは

7. 「日常生活上必要な行為のうち労働者で定めるもの」とは

- ①日用品の購入その他これに準ずる行為
- ②職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④病院又は診療所において診察又は治療を受けることその他これに準ずる行為

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)

[🔍 サイトマップ](#) [📄 このサイトについて](#) [🔒 個人情報保護の取組みについて](#)

[🏠 ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.